

水島コンビナート発展推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水島コンビナート発展推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水島コンビナート(以下、「コンビナート」という。)の競争力強化の取組を通じてコンビナートの発展を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) コンビナートの競争力強化の推進に関すること
- (2) 総合特別区域法(平成23年法律第81号)第42条の規定に基づく地域活性化総合特別区域協議会に関すること
- (3) カーボンニュートラルの取組の推進に関すること

(組織構成)

第4条 協議会は、別表1及び別表2に掲げる団体で構成し、各団体が指名した者を協議会委員とする。協議会には、オブザーバーを置くことができ、別表3に掲げる団体とする。

(役員)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 協議会に副会長を置く。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長の指示により会長の職務を代理することができる。
- 5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成し、第3条に規定する活動事項、協議会の運営に関する事項について協議、決定又は承認する。

- 2 会長は、緊急に前項に規定する協議、決定又は承認を必要とする事項がある場合、書面により総会を開催することができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置き、第4条で定める団体から推薦された者により構成する。

- 2 幹事会は、協議会活動の企画、進行管理を行う。また、必要に応じて分科会等を設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を岡山県及び倉敷市に置く。

(その他)

第9条 第3条(3)の活動については、第4条から第7条までの規定を適用せず、必要な事項を別に定める。

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年11月24日から施行する。

別表1

団 体 名
旭化成(株)水島製造所
ENEOS(株)水島製油所(株)
(株)クラレ倉敷事業所
JFEスチール(株)西日本製鉄所
中国電力(株)水島発電所
三菱ガス化学(株)水島工場
三菱ケミカル(株)岡山事業所
三菱自動車工業(株)水島製作所
岡山県
倉敷市

別表2

団 体 名
(株)日本政策投資銀行
(株)中国銀行
(株)トマト銀行

別表3

団 体 名
経済産業省中国経済産業局